



一般質問する松尾信次議員 12月16日

松尾議員はこのよう  
な場所に、大阪だけでなく、近畿圏や全国から学校行事として、  
時期を集中して子どもたちを集団的に参加さ

べき」と述べました。万博会場の最大の問題点は、地中からメタンガスが発生し続けていること。想定を超える災害被災の恐れがあることです

が16日から18日までおこなわれました。松尾議員は学校行事としての万博参加について、とりあげました。

大阪・関西万博について、松尾議員は「会場である夢洲の危険と矛盾が次々と明らかになっている。来場客の安全と健康、命のためにも万博開催は中止す

# 夢洲での万博中止が一番の安全対策

## 学校行事はやめ 子ども・保護者の判断に

# 賓客川民報

発行  
日本共産党  
寝屋川市会議員団  
072-824-1181

寝屋川市会議員

中林かずえ

090-3944-8385  
寝屋川市会議員

**松尾信次**  
下木田町 12-6  
090-3056-9924

西田まさみ  
石津中町 30-3  
090-0712-3589

前寝屋川市議員  
**太田とおる**  
高柳 2-49-2  
080-3818-9722

# 行政は子どもの安全守る責任はたすこと 12月市議会 松尾信次議員が求める

12月市議會

松尾信次著

## 職員が求める

近畿では万博への学校行事としての参加希望が少なく、滋賀県では参加希望の学校は14%、兵庫県は28%、京都府も36%にとどまっています。安全性や参加する子どもたちの負担や不安が解消されないことが背景になります。

寝屋川市では小中学校35校が参加すると5月末までに申し込みをしましたが、万博協会から具体的な返事があつたのが6校にとどまります。

の議員が紹介議員となり、「安全で教育的意義の万博子ども招待事業」をもとめた請願が、11月5日、全会一致で採択されました。大阪の現役教員でつくる団体が提出しました。

場所についてなどが指摘されています。

さらに児童・生徒を安全に引率するための情報が決定的に不足している。とりわけ配慮が必要な児童・生徒には複数の教職員による多様な事前確認が欠かせない」となどを指摘。

パビリオンや会場内設備の情報を周知すること。必要十分な教職員数で希望時期に下見ができるようにすること。集合・休憩場所や時間などが集中させないこと等をもとめています。

**校則の見直しの意見聞くとしながら  
学校行事なぜ意見を聞くかないのか**

の確保には国、大阪府、そして大阪府教育委員会、並びに寝屋川市教育委員会も責任を持つべき」「今からでも子どもたち・保護者に状況を説明し、当事者に参加の判断をゆだねるべき」と述べました。

「大の問題」と述べました。また、下見の問題では、「通常の校外学習であれば、年内に下見に行つて4月以降の行事を決める。これができない」「しかも、同じ日に全校生徒が同じ場所に校外学習に行くことは通常ない」 「万博は4月から10月の開催。猛暑が続く中での子どもたちの万博の集団・大量参加には無理がある」と述べました。

学生の校則の見直しでは、子どもの意見を聞くしながら、学校行事は学校が決めるとして聞かないのはおかしい。メリット・デメリットも子どもたちに説明し、万博参加は子ども・保護者の判断にゆだねるべき」と述べました。



学生の校則の見直しでは、子どもの意見を聞くしながら、学校行事は学校が決めるとして聞かないのはおかしい。メリット・デメリットも子どもたちに説明し、万博参加は子ども・保護者の判断にゆだねるべき」と述べました。



# 市役所非正規職員の待遇改善すすめ

## 常勤職員との均等・均衡待遇実現すること

任用職員制度の問題点として、待遇改善の不

意見書では会計年度任用職員制度の問題点として、待遇改善の不

**期末・勤務時間見直して退職金の支給を**

十分さ、期末手当を帳消しにする月額報酬の減額、退職金の不支給を目的とするパートタイム化、給与改定の年

12月市議会で、松尾議員は非正規労働者の待遇改善を求めました・全文を紹介します。

大阪労働組合総連合（大阪労連）は19年間つづけている、府内自治体非正規職員の実態調査の結果を10月に記者会見で明らかにしました。府内自治体で非正規職員比率が40%を超えるのは31自治体。

17市町村が職員の半数以上が非正規です。10月1日適用の府内最低賃金1,114円を下回る自治体が12。

年度途中の給与改定、4月遅延は26自治体のみ。病気休暇や看護休暇、生理休暇でも、無給や日数が少ないなどの格差があることが報告されています。

大阪の自治体職員の非正規率は高く、住民サービスの重要な役割を担っている会計年度任用職員の安定雇用と労働条件の改善が不可欠、としています。

また、10月29日、大阪弁護士会は「会計年度任用職員制度の適正な運営並びに会計年度任用職員の身分保障及び職責に相応する適切な処遇の実現を求める意見書」を総務・財務大臣、人事院総裁、衆・参議長、大阪府知事、府内の市町村長に提出しました。



**信次 松尾**

密集住宅地域では、家主が市の基準にもとづく建て替えをする場合、借家人の住む場所を確保するため、府営住宅への入居あつせんの制度があります。

文化住宅の急な立ち退きで、困っておられた3世帯の住民が、年内に近くの府営住宅に入居できることになりました。私も市の担当課に再三要請してきたもので、担当課のとりくみに感謝です。

「立ち退きをもとめられて、家賃が高くなっている家が見つからない」とい、「階段の上り下りがないへんで、1階でないと住めない」など、

高齢者の方からの相談がありますが、状況に見あった借家を探すことはなかなかです。

一方、公営住宅は全国で20年間で42万戸も減少。府営住宅も、場所が不便、エレベーターがない（階ごとに止まらないのも含む）など

が少ないので、他はなかなか入居できません。国民の家賃補助制度も一応あるとされていますが、寝屋川市では、市民の利用実績はありません。

府営住宅の新設・改善をひきつき、国と大坂府に求めていきます。

・会計年度職員の期末勤勉手当です。増額はされていませんが正規職

職員の待遇改善について、私がこれまで指摘してきたことの具体化をもとめます。

次に、会計年度任用職員の待遇改善について、これまで指摘してきたことの具体化をもとめます。

ど現場の仕事の会計年度任用職員の場合、支給されません。

大阪府内29自治体で規定し、支給対象にしています。本市での具体化をもとめます。

